

下呂市告示第 145 号

市道の区域決定に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、市道の区域を次のように決定する。

その関係図面は令和 2 年 6 月 16 日から 2 週間、別表の個所において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 6 月 16 日

下呂市長 山 内 登

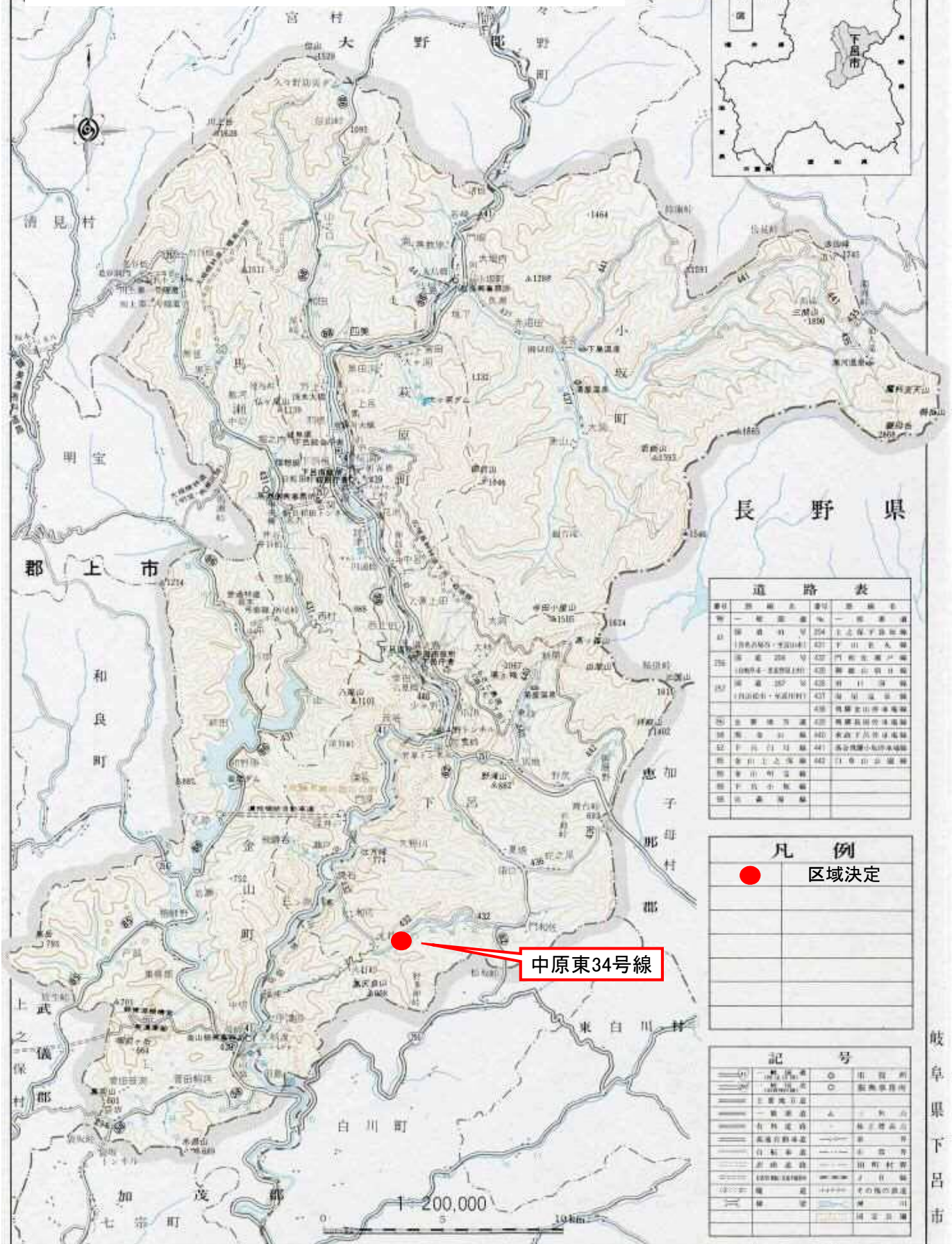
別表

縦 覧 個 所	閲 覧 時 間	備 考
下呂総合庁舎 建設部 建設総務課	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで 但し、土日祭日除く	

記

	路 線 名	幅 員	延 長	備 考
1	中原東 34 号線	2.2m～3.6m	390.0m	

市道 路線告示 位置図



道路表

番号	路線名	延長	路線名	延長
第 1 号	上原線	254	上原線	254
第 2 号	下原線	437	下原線	437
第 3 号	上原線	437	上原線	437
第 4 号	上原線	437	上原線	437
第 5 号	上原線	437	上原線	437
第 6 号	上原線	437	上原線	437
第 7 号	上原線	437	上原線	437
第 8 号	上原線	437	上原線	437
第 9 号	上原線	437	上原線	437
第 10 号	上原線	437	上原線	437

凡 例

●	区域決定

記 号

記号	注 意 事 項	記号	注 意 事 項
○	注 意 事 項	○	注 意 事 項
△	注 意 事 項	△	注 意 事 項
◇	注 意 事 項	◇	注 意 事 項
□	注 意 事 項	□	注 意 事 項
☆	注 意 事 項	☆	注 意 事 項
▲	注 意 事 項	▲	注 意 事 項
○	注 意 事 項	○	注 意 事 項
△	注 意 事 項	△	注 意 事 項
◇	注 意 事 項	◇	注 意 事 項
□	注 意 事 項	□	注 意 事 項
☆	注 意 事 項	☆	注 意 事 項
▲	注 意 事 項	▲	注 意 事 項